# 一般社団法人〇〇定款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人〇〇と称する。

#### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県○○市に置く。

# 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、○○○を行うことによって、×××に寄与することを目的とする。

#### (事業)

- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 高齢者介護に関する調査,研究活動
  - $(2) \times \times \times \times \times \times \times$
  - $(3) \times \times \times \times \times \times \times$
  - (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

# 第3章 社 員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の社員になろうとする者は、理事会が別に定める手続きに従い申込みをし、その 承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第6条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める額の入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (任意退社)

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、いつでも任意に退社 することができる。

# (除 名)

第8条 社員が次の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該社員を除名する

ことができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (社員資格の喪失)

- 第9条 前2条の場合のほか次の一に該当するに至ったときは、社員はその資格を喪失する。
  - (1) 第6条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
  - (2) 総社員が同意したとき。
  - (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全社員をもって構成する。

(権 限)

- 第11条 社員総会は、次の事項について決議する。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎年〇月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

## (議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

#### (決議)

- 第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員 の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

# 第5章 役 員

# (役員の設置)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

# (理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表しその業務を執行する。 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

## (監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員 総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会 の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## (役員の解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

### (役員の報酬等)

第24条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

# 第6章 理事会

#### (構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全理事をもって構成する。

# (権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

# (招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

# (決 議)

- 第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

# 第7章 会 計

#### (事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年○月○日に始まり、翌年△月△日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第31条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、 代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とす る。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

- 第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

# 第8章 基 金

# (基金)

第33条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。
- 4 その他、基金の募集、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会において別途「基金取扱規程」を定め、これに従うものとする。

## 第9章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

# 第11章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成△年△月△日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第38条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

○○県○○市○○町○丁目○番○号

設立時社員 〇〇 〇〇

設立時社員 △△ △△

(定款に定めがない事項)

第39条 本定款に定めがない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令 の定めるところによる。